

## 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を5段階※1に整理しました

### <避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	すでに災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動を取りましょう。	災害発生情報※2 (町が発令)
警戒レベル 4 <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 (町が発令)
警戒レベル 3 <b>高齢者等避難</b>	避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。そのほかの人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (町が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁発表)

### <防災気象情報>

#### 【警戒レベル相当情報(例)】

##### 警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

##### 警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

##### 警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報  
洪水警報 等

国土交通省、気象庁、都道府県が発表

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で市町村が発令

※3 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令

■問合せ：環境防災課危機管理係 ☎0234-56-3395

## わくわくエコ工作教室in風車村

●日時：7/14(日) 11:00～14:00

●場所：風車村(ウィンドーム立川)

●内容：長一い流しそうめん、手作りアイスクリーム、水流を登る水車、リボン風車作り、カブトムシ相撲大会、バルーンアート、ポップコーン作りなど、どのブースも楽しめます。

●参加費：無料(カブトムシ相撲大会は300円)

●申込期限(カブトムシ相撲大会のみ)：7/5(金)まで(先着50人)

※カブトムシの生育状況により、受付人数を変更します。

※カブトムシ相撲大会以外は申込不要

■問・申込み：立川総合支所立川地域振興係 ☎0234-56-3361



## 後期高齢者医療保険料の軽減割合が変わります

### 低所得者の保険料均等割額の軽減

低所得者の後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減(平成30年度で約14%の方)となっていた制度が、令和元年10月以降7割軽減に変わります。今までの9割軽減は暫定措置として特例的に実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点などを踏まえ制度本来の仕組みである7割軽減に戻すことになりました。今年度は、10月から7割軽減になることから、年間をとおして8割軽減に調整して納めていただくこととなります。

医療保険を将来にわたり安心できる制度にするための見直しであることをご理解願います。

### 低所得者の保険料の均等割額の軽減(例：世帯の後期高齢者医療加入者全員が年金収入80万円以下の方)

	平成30年度	令和元年度		令和2年度
		4月～9月	10月～翌3月	
保険料の均等割の軽減割合	9割	9割	7割	7割
		年間をとおして「8割」となります。		
ご負担いただく保険料	年額4,100円	年額8,200円		年額12,300円

### 元被扶養者の保険料均等割額の軽減

元被扶養者※1の後期高齢者医療保険料の均等割の軽減について、今までは加入期間にかかわらず、保険料均等割の軽減(5割)が適用されていましたが、今年度からは、加入後2年間、保険料均等割の軽減(5割)が適用されます。保険料所得割額については引き続きご負担はありません。制度見直しへのご理解よろしくお願います。

※1 後期高齢者医療制度に加入する前日に、健康保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方

今年度の保険料は、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0153



## 町内学校の卒業生による同窓会を応援します!

ふるさと庄内町への郷土愛の醸成と定住人口の増加を図るため、町内学校の卒業生による同窓会に補助金を交付します。町外に離れて暮らしている仲間を呼んでの同窓会や、東京庄内会における同郷の仲間同士の交流にご利用いただけます。

### 町内で開催する同窓会

●条件：次の項目のすべてを満たす同窓会

- ①町内の小学校・中学校の卒業生で、学級・学年・学校・部活動単位で開催すること
- ②10人以上の男女混合の出席者で開催すること
- ③出席者が、満21歳以上満39歳未満の方で構成され、独身者および県外在住者がそれぞれ2人以上含まれること

●補助額：出席者1人あたり2,000円(上限40,000円)

### 東京庄内会で開催する同窓会

●条件：次の項目のすべてを満たす同窓会

- ①東京庄内会総会の会場で開催すること
- ②町内の小学校・中学校の卒業生で、学級・学年・学校・部活動単位で開催すること
- ③4人以上の出席者で開催すること
- ④出席者が、満21歳以上満62歳未満の方で構成されること

●補助額：出席者1人あたり5,000円

※詳細な補助要件や補助金額、申請方法等は町ホームページでご確認ください。

■問合せ：企画情報課まちづくり推進係

☎0234-42-0162

